

公衆浴場年末年始の営業

◎営業時間が変更になる場合があります。
事前に各浴場の掲示などをご確認ください。

詳しくは
中央浴場組合
公式サイトへ



	12月30日(火)	31日(水)	令和8年1月1日(祝)	2日(金)	3日(土)	4日(日)	5日(月)	6日(火)
銀座湯 銀座1-12-2 ☎(3561)2550	平常どおり (午後3時～11時)	午後2時～9時	午前9時～正午	休業		定休日	平常どおり (午後3時～11時)	
金春湯 銀座8-7-5 ☎(3571)5469	午後2時～8時		午前9時～正午	休業		定休日	平常どおり (午後3時～10時)	
湊湯 湊1-6-2 ☎(3551)0667	平常どおり (午後3時～午前0時)	午後3時～11時	休業	午前9時～ 午後2時	休業		定休日	平常どおり (午後3時～午前0時)
十思湯 日本橋小伝馬町5-19 ☎(6264)9920	平常どおり (午後3時～11時)	午後3時～10時	休業	午前9時～ 午後1時	休業	定休日	平常どおり (午後3時～11時)	
日の出湯 佃1-6-7 ☎(3532)1629	平常どおり (午後3時～午前0時)		午前9時～正午	休業		平常どおり (午後3時～午前0時)		
月島温泉 月島3-4-5 ☎(3531)1126	平常どおり (午後2時30分～9時15分)		休業	午前9時～ 午後1時	休業	平常どおり (午後2時～9時15分)	平常どおり (午後2時30分～9時15分)	
勝どき湯 勝どき3-9-7 ☎(5560)1019	定休日		休業			定休日	平常どおり (午後3時30分～10時)	定休日

補正予算のあらまし

8,205万6千円を減額補正しました

令和7年度の一般会計補正予算が、11月に開かれた第4回区議会定例会で可決されました。

一般会計の補正額

補正予算額	補正後の予算額
△8,205万6千円	1,636億7,695万8千円

主な内容

◆豊海区民館の改築(～千円)
豊海地区第一種市街地再開発事業における豊海区民館の改築について、昨年度の設計に基づき、内装工事をを行います。なお、区民館

の機能を継続するため、令和8年6月から令和9年3月まで、工事区域内に整備する仮施設で運営を行います。

[スケジュール]

令和7・8年度：内装工事
令和9年度：開設(予定)

◆日本橋船着場の移転整備(910万円)

首都高速道路(株)が実施している首都高速道路日本橋区間の地下化事業において、日本橋船着場の係留杭が干渉することに伴って、江戸橋際に船着場を移転します。

それと併せて、江戸橋橋詰の新たな広場に、パーゴラ(日よけ)、ベンチなどを設置し、くつろげる憩いの空間として整備します。

また、船着場の移転後も日本橋橋詰におけるにぎわいを継続するため、船着場の移転や舟運・観光情報を表示するデジタルサイネージを日本橋橋詰に設置します。

◆築地川公園多目的広場の改修における工事計画の変更(△9,115万6千円)

築地川公園多目的広場の隣地の利活用検討に伴い、令和7年度中

に実施予定であった同公園改修工事計画を変更します。

[スケジュール]

- ・変更前：令和8年3月竣工
- ・変更後：令和8年9月竣工

[整備内容]

キャッチボール場、わんわん広場、バスケットコートなど

問財政課財政担当

☎(3546)5255

不合理な税制改正などに対する特別区の主張

法人住民税の一部国税化や地方消費税の清算基準の見直し、ふるさと納税制度などの不合理な税制改正によって、特別区は貴重な税源を奪われ続けています。しかし、特別区には、首都圏特有の財政需要があり、将来にわたって膨大な額の財源が必要です。また、長引く物価高騰の影響は、特別区の財政にも大きな影響を与えており、先行きが依然として不透明な状況です。地方財源の不足や地域間の税収格差の是正は、地方の財源を吸い上げることなく、国の責任において地方交付税の法定率を引き上げ、調整するべきものであり、自治体間に不要な対立を生むような措置は是正されなければなりません。

詳しくは特別区長会へ



ふるさと納税(寄附金)の本区への影響など

令和7年度はふるさと納税制度による特別区全体の流出額が初めて1,000億円を超え約1,065億円に達しました。これは、特別区全体の区立小中学校の給食費約4年分に相当します。

本区では、平成21年度～令和7年度の17年間で約241億円が区外に流出しています。これは令和6年度に開校した晴海西小学校整備(用地取得費を除く)に係る経費(約96億円)の2.5校分に相当するものです。

ふるさと納税は、「税の使われ方を考えるきっかけとなる」「生まれ故郷やお世話になった地域の方

になれる」制度として創設されています。

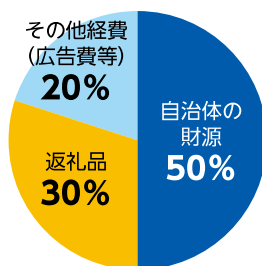
しかし本来、住民のために使われるはずの寄附金の約50%が返礼品や広告費などの経費として使われてしまっています。また、返礼品目的のいわば官製通販ともなっている現行のふるさと納税は、制度創設時の理念から大きくかけ離れており「受益と負担」という地方税の原則をゆがめるもの

となっています。

区民の皆さんには、こうした状況を踏まえ、今一度ふるさと納税の本区への影響と制度本来の趣旨をご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

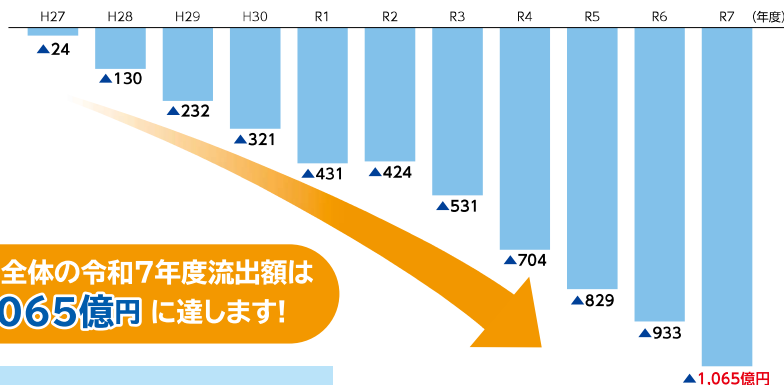
問財政課財政担当

☎(3546)5255 詳しくは区長へ



特別区全体の令和7年度流出額は
約1,065億円に達します!

11年間で累計5,600億円に到達



▲ふるさと納税による特別区全体の流出額の推移(※)
※総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」を基に作成